

○ 岩手県警察交通情報統合システム運用要綱の制定についての一部改正について

平成28年11月11日

岩交通第56号

岩警務第59号 警察本部長

[沿革] 平成31年2月12日岩交通第10号・岩警務第6号改正

令和3年12月21日岩交通第81号改正

各 部 長

首 席 監 察 官

各 所 属 長

岩手県警察交通情報統合システム運用要綱の制定について（平成28年11月11日付け岩交通第56号、岩警務第59号）のうち、「岩手県警察交通情報統合システム運用要綱」の一部を別添のように改正し、令和4年1月1日から施行するので誤りのないようにされたい。

岩手県警察交通情報統合システム運用要綱

第1 目的

この要綱は、「交通情報統合システム」（以下「交通統合システム」という。）の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 交通統合システムの構成

交通統合システムを構成する機能は、次のとおりとする。

- 1 交通事故管理機能
- 2 交通規制管理機能
- 3 交通事故分析機能

第3 管理対象データ

交通統合システムの管理の対象とするデータは、次のとおりとする。

- 1 警察署及び交通部高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）が取り扱う交通事故
- 2 岩手県公安委員会が管理する交通規制情報及び交通信号機、道路標識、道路標示等の交通安全施設

第4 業務内容

交通統合システムを使用して行う業務は、次のとおりとする。

- 1 交通事故管理業務
 - (1) 交通事故の登録、管理
 - (2) 交通事故事件捜査の登録、管理
 - (3) 行政処分の登録、管理
 - (4) 交通事故統計原票の登録
 - (5) 捜査支援情報の登録、管理
 - (6) 交通事故証明書用データの作成
- 2 交通規制管理業務

- (1) 上申書の作成・登録
- (2) 交通規制の登録・管理
- (3) 道路標識・標示の登録・管理
- (4) 信号機等の登録・管理
- (5) 交通安全施設の財産管理

3 交通事故分析業務

第5 職員の義務

1 個人情報の保護等

職員は、交通統合システムの運用に当たっては、「岩手県警察情報管理システム運用管理要綱の制定について」（平成23年5月24日付け岩情発178号）を遵守し、個人情報の保護を徹底するとともに、その取扱には十分留意すること。

2 目的外利用の禁止

交通統合システムにより知り得たことをみだりに他人に知らせ、若しくは第4に掲げる業務以外に使用し、又は、出力してはならない。

第6 登録

1 登録者

(1) 交通事故のデータ

第4の1の(1)から(5)までのデータの登録は、交通事故の捜査に当たった警察署等の警察官が行うものとする。ただし、警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）は、当該警察官が登録することができないやむを得ない事情があると認めるときは、その他の職員に行わせることができる。

(2) 交通規制のデータ

ア 第4の2の(1)のデータ登録は、交通規制を上申する警察署等の警察官が行うものとする。

イ 第4の2の(2)から(4)のデータ登録は、交通規制課の当該業務を担当する職員が行うものとする。

2 登録の方法

第4のデータの登録は、交通規制課、交通指導課及び警察署等に設置された岩手県警察情報管理システムの端末装置（以下「岩手県警察WANシステム」という。）から行うものとする。

第7 処理

1 処理者

第4の処理は、交通企画課、交通規制課、交通指導課、運転免許課（以下「本部主管課」という。）及び警察署等において、当該業務を担当する職員が行うものとする。ただし、本部主管課の長及び署長等は、当該職員が処理することができないやむを得ない事情があると認めるときは、その他の職員に行わせることができる。

2 処理の方法

第4の処理は、本部主管課及び警察署等に設置された岩手県警察WANシステムから行うものとする。

第8 交通統合システムの管理体制

交通統合システムの管理体制は、岩手県警察情報管理システムの運用管理に関する訓令（平成23年岩手県警察本部訓令第5号）及びこれに基づいて定められる規定によるものとする。

1 運用主管課長

運用主管課長は、交通部交通企画課長をもって充てる。

2 運用管理者

交通統合システムを運用する所属に運用管理者を置き、所属の長をもって充てる。

3 運用管理補助者

運用管理者を補佐するために運用管理補助者を置き、副署長又は次長等をもって充てる。

4 取扱責任者

取扱責任者を置き、本部にあつては運用管理者が指定する課長補佐等、警察署にあつては交通課長等をもって充てる。

第9 データの管理の期間

交通統合システムに登録されたデータの管理の期間は、次のとおりとする。

1 交通事故のデータは10年間

2 交通規制のデータは在年

第10 雑則

第6の登録及び第7の処理の方法等については、各種別に応じてそれぞれ別に定めるところによる。

第11 実施期日

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。